

# いづみ・やましろ保育園の認定こども園化について

## 1. 計画の位置づけ

### (1)第2期木津川市子ども・子育て支援事業計画

本事業計画の第5章「6. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制」の確保において、以下のように記述しています。

『すべての子どもに良質な育成環境を保障し、質の高い教育・保育事業の実施と、それぞれの家庭や子どもの状況に応じた多様なニーズに対応するため、0～5歳の園児がひとつの施設で過ごせる保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ認定こども園への移行など、教育・保育内容の一層の向上を図ります。』

### (2)木津川市公立保育所民営化等実施計画

いづみ保育園及びやましろ保育園について、令和6年度に幼保連携型認定こども園に移行することとしています。

## 2. 市内教育・保育施設の状況（毎年度当初現在）

（単位：か所）

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
公立幼稚園	3	3	3	3	3	3	3	3
公立保育所	12	12	11	11	10	8	8	8
公立幼保連携型認定こども園								
民間幼稚園	1	1	1	1	1	1	1	1
民間保育所	5	5						
民間幼保連携型認定こども園			7	7	8	9	9	9
地域型保事業					4	5	7	7
合計	21	21	22	22	26	26	28	28

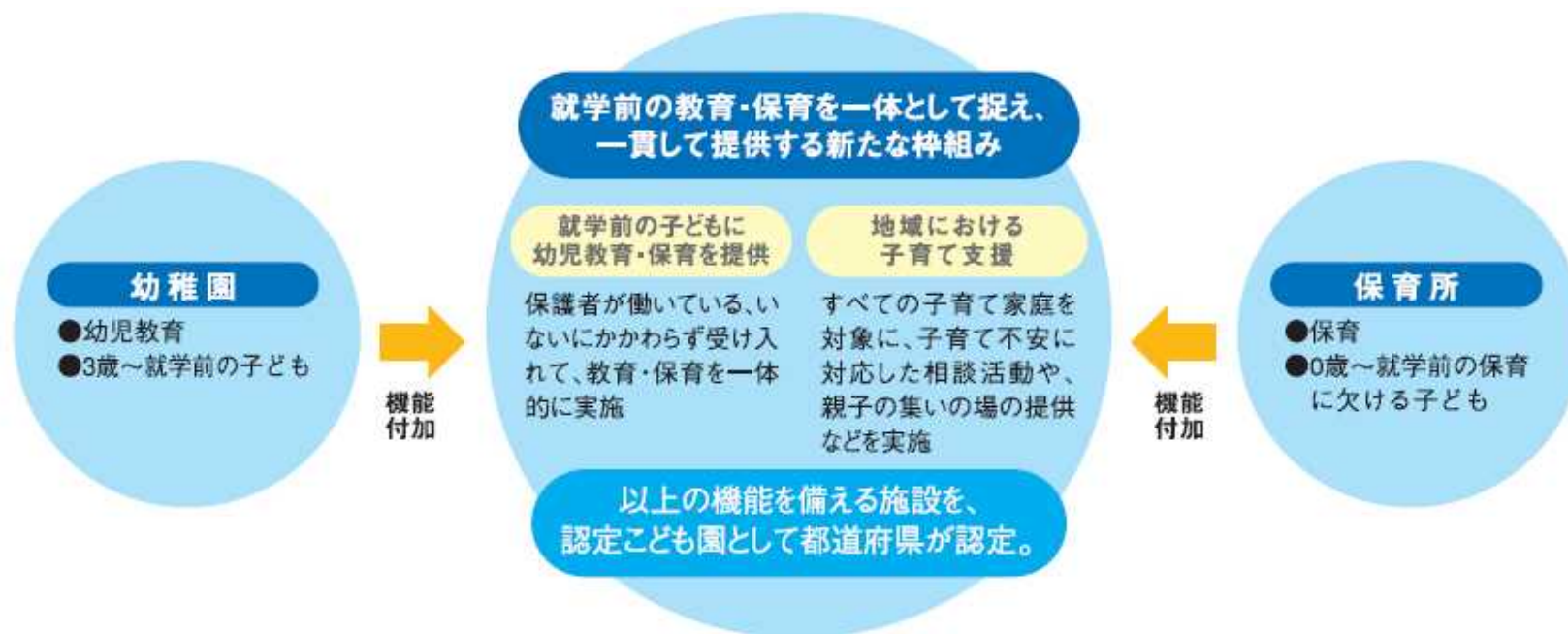
※参考：地域毎の施設数

木津地域 25か所（公幼3、公保5、民幼1、民認9、地保7）

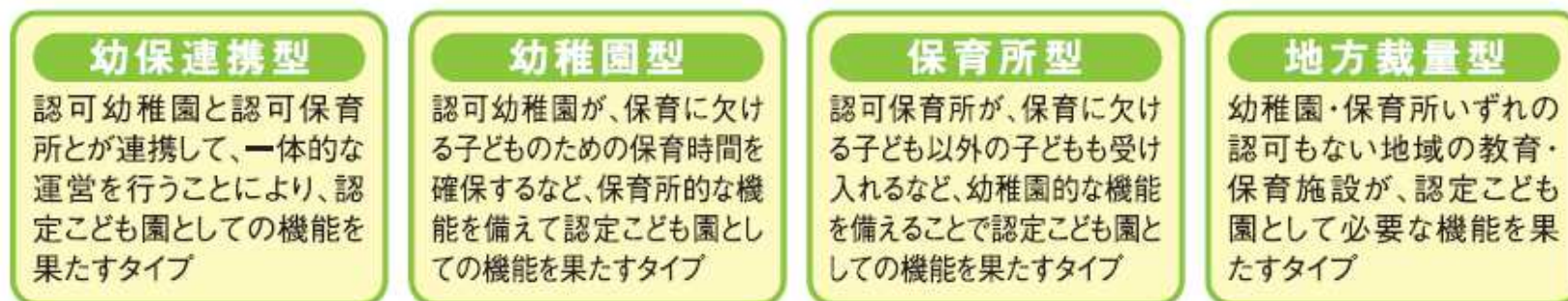
加茂地域 2か所（公保2）

山城地域 1か所（公保1）

### 3. 認定こども園の概要



認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプが認められることになります。なお、認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所等はその位置づけを失うことはありません。



出典：厚生労働省「認定こども園概要」

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能 + 保育園機能
職員の要件	保育教諭 (幼稚園教諭+保育士資格)	■満3歳以上 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 ■満3歳未満 保育士資格が必要	■満3歳以上 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 ※ただし、2・3号子どもに対する保育に従事する場合は、保育士資格が必要 ■満3歳未満 保育士資格が必要	■満3歳以上 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 ■満3歳未満 保育士資格が必要
給食の提供	■2・3号子どもに対する食事の提供義務 ■自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	■2・3号子どもに対する食事の提供義務 ■自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	■2・3号子どもに対する食事の提供義務 ■自園調理が原則・調理室の設置義務	■2・3号子どもに対する食事の提供義務 ■自園調理が原則・調理室の設置義務
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定
教育・保育の内容	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて行う	幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて行う	幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて行う

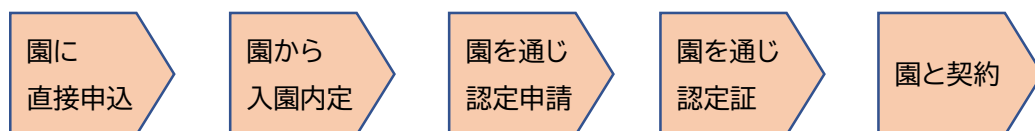
## 4. 利用こどもの認定区分・利用手続き

### (1)認定区分

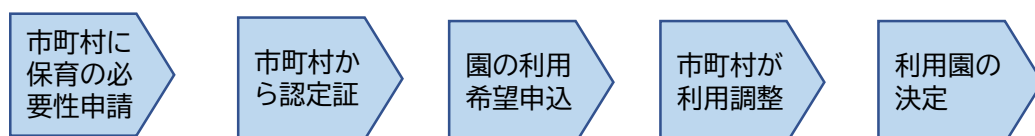
- 1号認定：満3歳以上の教育認定（認定こども園・幼稚園）
- 2号認定：満3歳以上の保育認定（認定こども園・保育所）
- 3号認定：満3歳未満の保育認定（認定こども園・保育所・地域型保育）

### (2)利用手続き

#### (1号認定)



#### (2号・3号認定)



## 5. 認定こども園化に関する検討事項

### (1)各施設の設備・運営等に関する基準

保育室や園庭の面積基準、職員保有資格や配置基準を基に検討

### (2)1号認定こどもの定員設定（2号・3号認定こどもの定員考慮）

市内就学前児童の状況、教育・保育施設の利用状況、2園での保育利用こどもの状況を考慮しながら、1号認定こどもの定員設定を検討

### (3)1号認定こどもの利用時間・利用期間

市内の幼稚園、認定こども園の状況を考慮しながら、基本的な1日の利用時間や利用期間（長期休暇等）を検討

### (4)教育・保育の内容

保護者の就労の状況に関わらず、教育・保育を一体的に行うための施設であり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの健やかな成長と心身の発達を助長する教育・保育の内容を検討

### (5)認定こども園化スケジュール

令和6年度の認定こども園化のため、素案の作成、例規等の整備、保護者説明会、届出等についての計画的進行

6. 今後のスケジュール（案）

